

## 議案第 1 2 5 号

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

令和 8 年 9 月 1 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年前橋市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 5 2 条」を「一第 5 2 条」に改める。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。

第 2 条中第 2 7 号を第 3 1 号とし、第 1 2 号から第 2 6 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 1 1 号を第 1 2 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(14) 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(15) 保育認定子ども 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 2 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳

以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１２条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第１３条第４項第３号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 教育認定子ども ７万７,１０１円

第１３条第４項第３号ア(イ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「５７,７００円」を「５万７,７００円」に、「７７,１０１円」を「７万７,１０１円」に改め、同号イ(ア)中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項に規定する選考方法」を「に規定する選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法」に改める。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項後段中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項後段中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に改め、「に掲げる小学校就学前子どもの」を削り、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」、「第３１条」及び「第３３条」を「第２７条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(１) 家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(２) 事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「同項の選考方法」を「前２項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用

の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項及び第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「により特定地域型保育」を「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項及び第 12 項において同じ。）により特定地域型保育（満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項及び第 12 項において同じ。））」に、「小学校就学前子ども」を「法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第 7 項各号列記以外の部分中「、次に」を「次に」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条中第 11 項を第 12 項とし、第 8 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第 46 条第 7 号中「第 39 条第 2 項に規定する選考方法」を「第 39 条第 2 項及び第 3 項に規定する選考の方法」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 48 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 49 条第 2 項各号列記以外の部分中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 50 条後段中「満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、「第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」の次に「」と、第 25 条中「第 3

3条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項前段中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、同項後段中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「法第19条第3号」に、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「法第19条第1号」に改め、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」に、「「教育・保育給付認定保護者」」を「「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」」に、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」を「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供

する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条まで（第 26 条を除く。）を含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項）」を「満 3 歳未満保育認定子ども（第 51 条第 1 項）」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就

学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項後段中「「教育・保育給付認定保護者」」を「「満3歳未満保育認定子ども」」に、「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を「特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第5項中「特例保育所型事業所内保育事業者」を「満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者」に改める。

（前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項本文中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「、次に」を「次に」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第48条後段中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業

者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加える。

附則第 6 項本文中「家庭的保育事業等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 3 条第 4 項及び第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。